

超音波探傷試験業務共通仕様書

第1条 適用

本業務は橋梁定期点検業務と併せて実施するものを基本とし、実施にあたっては、設計業務等共通仕様書（広島県）によるほか、本仕様書によるものとする。

第2条 適用範囲

広島県が管理する橋梁に設置してある落橋防止装置等の超音波探傷試験業務に適用する。

第3条 超音波探傷試験業務

1. 業務目的

超音波探傷試験業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るために橋梁落橋防止装置等に係る溶接部の傷の位置や大きさの概要を把握することを目的とする。

2. 業務内容

超音波探傷試験業務の業務内容は次のとおりとする。

1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、設計業務等共通仕様書第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2) 超音波探傷試験

7 試験方法

受注者は、超音波探傷試験（以下「試験」という。）の実施については、JISZ3060-2002「鋼溶接部の超音波探傷試験方法」に準ずるものとする。

イ 検査対象部材及び数量

受注者は、試験を実施するにあたっては、対象となる部材の中から10%以上の部材を抽出し、調査職員に協議し指示を受けなければならない。

ウ 技術者

受注者は、JISZ2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」の規定する超音波探傷試験レベル2以上の資格を有しているものを技術者と定め、試験を行わせるものとする。

なお、定めた技術者は業務計画書に記載し、調査職員に提出するものとする。

エ 検査の実施

- (1) 現地での試験は、調査職員の立会いで行うこととする。
- (2) 現地における試験にあたっては、溶融亜鉛めつきが試験に支障をきたすことを勘案し、欠陥エコーの判別は総合的に行うこととする。

3) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、設計業務等共通仕様書第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。